

令和 6 年 5 月 31 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21H00668

研究課題名（和文）将来世代への『資源』継承のための財産法理論の再構築－自然資源等に目して

研究課題名（英文）Property theories for passing on natural, cultural resources to future generations

研究代表者

横山 美夏（Yokoyama, Mika）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：80200921

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究による成果の概要は以下の通りである。第1に、自然資源を将来世代に継承するための法制度として、行政上の契約・協定は有効な方法と考えられ、比較法的には、フランス法の環境債務が参照に値する。第2に、文化資源である建造物の管理・保全の必要性を考える際には、アーティストの著作者人格権との調整が重要な考慮要素となる。第3に、自然資源や文化資源を構成する財の保全費用に関する所有者負担原則には限界がある。第4に、公共的利益をも担う資源の適正な継承のためには、財の管理が困難な所有者にその地位を辞することを認め、地方公共団体など他の適切な主体が管理することを可能とするなどの支援が必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、私的所有の対象となる財について、それが自然資源または文化資源である場合には、同時に公共的利益を担っていることを考慮して、それらの財が有効に利用されつつ適切に管理され、将来世代に継承されるために必要な法制度を構想するための課題について、現状を分析した上で、理論的な観点から多面的に研究したものである。学術的意義を有する。そして、資源の有効利用と保全の両立は、持続可能な社会を実現するための喫緊の社会的・経済的課題であるところ、本研究の成果は、この問題に法的側面から応えるための手がかりを与えるものとして社会的意義をもつ。

研究成果の概要（英文）：The outline of the research results is as follows. It is necessary to provide adequate legal systems to pass on natural resources to future generations. Actual legal systems are not sufficient. From this viewpoint, administrative contracts and agreements can be an effective legal tool to conserve natural resources. Environmental conservation easement under French law is also worth referring to. As for the preserving buildings which has cultural values, it is crucial to reduce maintenance costs of the owners. When the buildings have artworks made in harmony with the building, the moral rights of the author must be taken into account to decide if the owner can demolish the building.

研究分野：民法

キーワード：財 自然資源 文化財 保全

1. 研究開始当初の背景

持続可能な社会の実現は法学にとって極めて重要な現代的課題の1つであり、財産法もその例外ではない。資源の有効利用と保全の両立は、持続可能な社会を実現するための喫緊の課題である。森林・水などの自然資源、文化財などの文化資源を適切に管理して将来世代に継承することか、現代世代の責務である。もっとも、これらの資源を構成する個々の財は私的所有に服することも多い。その場合には、自然資源や文化資源が公共的利益を包含する財であることを考慮しつつ、所有者による財の適切な利用と管理を促す法的手段の整備が課題となる。また、資源の保全には長期にわたり相応の費用を要するところ、費用の負担に耐えられず、登録有形文化財である建造物が解体される例が相次いでおり、費用の確保と負担の配分も重要な問題となっている。

そこで、本研究は、国内外の法制度および実務ならびに法理論の検討を通じ、将来世代のために保全すべき資源を構成する財の持続的な利用と管理を可能にする法的スキームを構築する手がかりを得るべく、研究を開始した。

2. 研究の目的

自然資源や文化資源は、私的所有の対象となる財であっても、一定の公共的役割を担っている。たとえば、森林は、土地所有権の客体である一方で、土壤保全、水源涵養、生物多様性及び地球環境の保全など、公共的利益に関わる多様な機能を有しており、地域における信仰の対象であることもある。同様に、文化財である建造物は、所有権の客体である一方で、著作権の媒体ともなるし、街並みを構成する景観要素や、歴史的記録の一部を構成することもある。このように、これらの財が公共的利益を生み出していることに照らせば、そもそも、自然資源や文化資源を構成する財については、それが私的所有に服する場合であっても、財の価値のすべてが時々の所有者に排他的に帰属するのか、所有者はその意のままに処分することが許されるのか、また、財の保全・管理費用はすべて所有者が負担すべきなのか、などが問われる。

より具体的な問題に目を向けると、自然資源や文化資源を構成する財の利用・管理が適切に行われるためには、第1に、これを長期にわたって行うことを可能にする法的なしくみを整えることおよび、第2に、財が適切に利用・管理されない場合に備え、実効性のあるサンクションを設けることが、それぞれ必要である。さらに、第3に、資源の保全には、長期にわたり相当の費用を要することも忘れてはならない。この点、私的所有の対象となる物の費用負担に関する所有者負担原則を貫徹することには限界があり、資源の保全費用を安定的に確保するとともにその公平な負担のありかたを示すことが求められる。

そこで、本研究では、将来世代のために保全すべき資源を構成する財の持続的な利用と管理を促すためにどのような法制度を構想できるか、不適切な利用・管理に対するサンクションをどのように備えるか、資源保全に要する費用は誰がどのように負担すべきかという問いを設定した。本研究は、日本の現行制度や外国の法制度の分析を通じて、これらの問いに対する手がかりを見出すことを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、上記の目的を達成するため、つぎのように研究を実施した。

第1に、わが国において、実際に自然資源や文化資源の保全が問題となっている事例につき、文献調査の他、専門家による講演、さらに現地調査により、問題状況の調査および分析を行った。まず、自然資源については、令和4年3月22日に、三谷羊平氏(京都大学農学研究科准教授)を講師として、「私有地保全政策の経済分析：森林所有者の参加契約行動を中心に」というタイトルで研究会を開催した。また、文化資源については、最初に、準備作業として、有形文化財の保護に関する法令およびその具体的な適用実務について、令和3年12月18日に、金井健氏(東京文化財研究所文化遺産国際協力センター・保存計画研究室長(当時))を講師として、「文化財保護行政の仕組みと実務 - 有形文化財(建造物)の場合」というタイトルで研究会を開催した。そのうえで、早くから歴史的建造物の保全・活用に積極的に取り組んできた北海道小樽市の文化財・歴史的建造物の保護政策について文献調査を行い、令和4年11月27日~29日に、現地での聞き取り調査を実施した。さらに、国内外を問わず、建造物と一体化した著作物について、建物の建て替え等によりその著作物の価値が損なわれる事例が生じているところ、関連する裁判例の分析を通じて、問題の所在を検討した。

第2に、自然資源や文化資源の保全が実際に問題となっている具体的事例の検討を踏まえ、その解決に資すると考えられる国内外の法制度および裁判例について、文献調査を中心に調査・分析を行った。とりわけ、研究の過程で、自然資源については、フランスにおける物的環境債務(環境法典L.132-3条)(不動産の所有者が、契約によって、生物多様性または環境機能に関する要素の維持、保全、管理または回復を目的とする債務を最長99年間負担するもの。その債務は、目的物の特定承継人をも拘束する)が、文化資源については、建造物と一体となったアート作品と当該建造物の増改築との関係に関するアメリカの法制度の検討が有益であることが判明した。

ため、これらの法制度を中心に検討を進めることとした。

第3に、文化財が、その維持・管理費用を工面できずに廃棄される事態があるとの実態を承けて、財の維持・管理に要する費用負担に関する現行法制度について調査し、その問題点を分析した。そのうえで、資源の保全が公共的利益にも資するのであれば、そもそも、資源を構成する財の維持・管理費用をすべて所有者に負担させるのが正統か、さらに、物の保全・管理の負担を負う所有者がその負担を負うことが難しくなった場合に、目的物の所有権を放棄することができないのかについて、理論的に類似する他の制度と比較しながら検討を行った。

最後に、以上の検討結果に基づき、本研究において設定された課題について考察を行った。

4. 研究成果

(1) 自然資源の将来世代への保全のための制度を構想するにあたり、国内法では 行政上の契約・協定が、また、比較法的には フランス法の物的環境債務および、地役が注目される。行政上の契約・協定について

公法学においては、現在においても国家と私人の二項対立の図式が支配的であり、公益と私益という単純な二分法の中で、財産権(者)は私益に属する規制の客体として捉えられがちである。また、いわゆる内在的制約論のように財産権と公益の結び付きが意識される場面があるとしても、そこでは規制のコストを誰に帰属させるか(国家側=規制収用か、私人側=内在的制約か)に議論が集約されがちである。

こうした構造の中で異色の存在として以前から注目されてきたのが、行政上の契約・協定であった。その嚆矢となったのは、建築基準法で立法化された建築協定である。建築協定は、一定の空間において、土地所有者の合意によって、法令上の規制を上回る細かな建築規制を実現するものであり、全員合意と認可によって、協定締結後に土地の所有者となった者にもその効力が及ぶ(第三者効・承継効)ものとされてきた。また、行政主体と私人との契約によって、同様の機能を発揮させようとする協定も多く登場してきた。もっとも、これらの法制度分析においては、承継効に関心が集まる余り、規範定立的な法技術として把握する見方も有力であるとともに、民事法とは切り離された制度として議論されることも多かった。

しかし、本研究においては、民事法における地役権の議論と対比させることにより、行政上の契約・協定を民事上の用益物権と連続的に捉える可能性が示された。また、こうした見方からは、承継効の前提として全員合意を位置づける説明方法に無理があることが確認された。全員合意は確かに、法令で要求されている以上の規制に服することを正当化する根拠とはなり得るものである。しかし、現在世代・現在の土地所有者の全員の意思が、将来世代・将来の土地所有者を拘束することは、「全員」の合意では説明できず、行政法学的にはむしろ「認可」そのものの法的効果として説明する方が理論的な難が少ない。また、民事法的には用益物権と連続的に把握することで、将来世代・将来の土地所有者の土地利用を拘束することを正当化する方向が考えられる。

物的環境債務(以下、「ORE」と略する。環境法典 L.132-3 条)について

フランス法における ORE は、生物多様性保全のために、私的所有に服する財を、公的規制によらずに、適切に管理し将来世代に継承するための法的しくみとして注目される。ORE は、主に英米法諸国における Conservation easement や Conservation covenant から着想を得た制度であり、所有者の意思によって、不動産の一定の効用を一般利益に充当することを可能にする点に特徴がある。ORE は、(a)私人のイニシアティブによるものであるから、公的所有や公的規制とは異なり、計画的な生物多様性保護政策の一部として実施することは難しいが、これらを補完するものとして位置付けることができる。また、(b)契約という私法上の道具立てでありながら、契約の相手方の個人的利益ではなく、同人が保障する環境に関する一般利益のために締結される。また、ORE には承継効が認められることで、所有者の変更にかかわらず、ある程度継続的に一般利益に充当することが可能になっている。

ORE の実際の利用例をみると、自然地域保護団体が受益者となって、土地を所有する地方公共団体ないし私人と ORE 契約を締結した例がみられるほか、生物多様性侵害に関する代償措置の実施にあたって利用されている場合が多くみられるようである。もっとも、代償措置の実施と無関係の ORE の利用は低調だとされており、私人による契約件数の少なさの原因は、税制上の優遇措置の少なさにあるとの指摘がある。また、受益者である私法人が消滅する危険性があることや、ORE の履行を確保するための手段が限られていることも、問題点として指摘されている。

私的所有概念という観点からは、ORE について、伝統的な私的所有モデルから離れるものだとしつつ、排他的な有体的アクセスと共同の無体的アクセスを区別することで、所有権と環境コモンズを両立させようとする見解が主張されており、注目される。

このほか、森林や水などの自然資源の利用と保全を両立させる有効な方法の1つとして、集団的な地役権の活用をあげることができる。森林や水などの自然資源は私有地に属することが少なくないが、地役権によれば、土地所有者相互の同意により、土地の利用を長期にわたって調整することが可能である。とりわけ、地役権は物権であるから、契約による場合と異なり、関係当事者間の合意は、土地所有者の変更による影響を受けず、長期的に安定的な土地利用調整を実現することができる。地役権を集団的に設定する可能性は、日本の学説でも議論されているが、外国法に目を向けると、フランスでは、集団的な地役権を含む、様々な態様の地役権が用いられており、裁判例も多い。フランスでは、学説においても、19 世紀以来地役権の理論的研究が進

んでいるのに加え、21世紀になって、新しい視点からの議論が展開している。日本の地役権が、フランス法の影響を強く受けていることからすれば、日本においても、地役を用いて継続的かつ集団的な土地の利用調整を行う可能性があると考えられる。

(2) 建造物などの文化資源に関しては、歴史的建造物として建造物それ自体を維持・管理のほか、著作物としての建造物の保護が問題となる。

このうち、前者については、現行法上、建造物の保護制度である文化財保護法がある。たとえば、国宝・重要文化財指定制度は、補助金や税制優遇措置を講じつつ、所有者に強管理義務や現状変更規制を課して建造物の保護を図っている。しかし、指定対象が厳選されており、保護のハードルが極めて高い。一方、登録有形文化財制度は、建築後50年以上が経過した近代建築物を対象に、税制優遇措置等を講じて指定制度よりも緩やかな保護を図っているが、建造物の保存・管理を所有者の自主性に委ねているため、所有者の取壊しに法的に介入できないという課題がある。

他方で、建造物の中には、文化財保護法上の指定・登録を受けているか否かにかかわらず、未指定・未登録のものであっても、著作物に該当し、著作権法で保護されるものがある。この場合、当該著作物に係る権利（著作権、著作人格権）が建造物の設計者（著作者）に帰属する。また、建物それ自体ではなく壁画や庭園が著作物に該当する場合もあり、この場合には当該著作物に係る権利が壁画制作者や庭園設計者に帰属する。

本研究では、著作人格権、特に名声の認められる視覚芸術作品の破壊を禁止する破壊防止権（米国）や、著作者の意に反する著作物の改変を禁止する同一性保持権（日本）に注目し、これらの権利が建物や壁画・庭園の文化的価値の喪失を防ぐ手段として機能する可能性について調査・検討を進めた。

調査の結果、米国の破壊防止権は、保護対象が限定的で建物自体や庭園はこれに含まれず、保護期間も著作者の生存中に限られる点で課題はあるものの、壁画に名声が認められる場合に、所有者による破壊から壁画を守り、その文化的価値の保全を図る役割を果たすことがわかった。特に、建造物から破壊を伴わずに壁画を分離除去することが困難な場合に、壁画の保存を望む壁画制作者の利益が、壁画付建造物を取り壊して condominium に建て替えようとする所有者の利益よりも優先的に保護されていることが明らかとなった。

このことは、日本でも、建造物の管理・保全の必要性を考える際には、アーティストの著作人格権との調整も考慮する必要があることを示唆する。確かに、日本の同一性保持権は、米国の破壊防止権のように作品の破壊自体を禁止することは困難なものの、保護対象が広く建物自体や庭園も含まれる点、保護期間も長く、建造物が著作物に該当する場合にその恣意的な改変に対して著作者の死後も刑事罰を科しており、期間制限のない永続的な保護を提供している点で、建造物の文化的価値を次世代に継承するための補完的手段となりうることが明らかとなった。

(3) 自然資源や文化資源を将来世代へ承継するにあたっては、維持管理の負担や租税負担等の重さがその妨げとなり得る。このうち、財の維持・管理費用については、民法上（196条、264条の7、264条の13、299条、350条、391条、583条、595条、608条、1034条、1041条等）は、所有者による費用負担を定める（所有者負担の原則）。その前提となっているのは、当該財の効用が全て所有者に帰属することである。

他方で、民法は、財の効用の一部が不特定多数の他者に帰属していることを考慮に入れた費用負担を定めてはならず、もっぱら公法的な制度に委ねられている。たとえば、文化財保護法による文化財の指定・登録制度においては、管理・変更・譲渡に関する一定の制限と引換えに、保全・活用のための金銭的・技術的な補助、税制上の優遇措置が講じられている。しかし、近代建築についてよく利用されている登録有形文化財制度では、制限も助成措置等も限定的である。これは同制度の目的が、あくまで我が国に現存する文化財のリスト化にあることによる。このほか、歴史的建造物の保全には、都道府県・市町村の条例による文化財の指定・登録制度やまちづくり条例等が寄与しており、これらによって所有者の負担はどの程度軽減されるのか、また、各レベルの制度が並立する場合の適用関係も問題となる。

では、実際に、歴史的建造物の保全・活用をするにあたり、どのような施策が施されているのか。本研究では、早くから歴史的建造物の保全・活用に積極的に取り組んできた北海道小樽市の文化財・歴史的建造物の保護政策について、文献調査に加え現地で聞き取り調査を行った。その結果、つぎの成果を得た。すなわち、小樽市では、市の景観条例に基づく「歴史的建造物の登録・指定や小樽歴史景観区域の指定に加えて、小樽市歴史文化基本構想を策定して「小樽文化遺産」の保存活用に取り組んでおり、また、日本遺産の本認定を目指すとともに、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を目指しているところ、これらの制度の相互関係とともに、歴史的建造物自体だけでなく、その周辺環境や緑の環境も含めて保護を進める同市の政策の特徴が明らかになった。小樽市では、国・北海道（文化財保護条例）の制度の適用のない歴史的建造物について、市の文化財保護条例または景観条例を適用し、保全費用を助成してきた。しかし、近時、国の登録有形文化財制度（修繕費単独の補助なし。税制優遇措置あり）と市の制度（修繕費の補助あり）の重複適用が可能であることが判明したとして、重複適用を認める方向で検討を進めている。地方自治体にとっては、保全費用助成の資金をどう確保するかも問題となる。小樽市は、財政状況も決して豊かではない中で、これを寄付金（ふるさと納税）によって賄い、また、単発型の整備・修繕の費用が必要な場合には、ガバメントクラウドファンディン

グを活用してきた。ふるさと納税については制度導入当初から工夫を凝らした運用により一定の成功を収めているが、寄付に頼った財源確保の不安定さは否めない。現在では、宿泊税の導入も検討している。

(4) 物の保全・管理の負担を負う所有者がその負担を負うことが難しくなった場合に、所有者は、目的物の所有権を放棄することができるか。この点に関しては、令和3年民法・不動産登記法改正に伴う相続土地国庫帰属制度の新設により、土地については、この制度による以外には所有権の放棄はできないと解する見解が通説的になっている。もっとも、土地の所有者は土地の管理を適正に行うという義務を有しており、様々な事情によりそれを履行できない者もいる。そのような者に対して、地位を辞することを制限するのであれば、土地の管理を適正に行えるような支援をする必要があるのではないかという疑問が生じる。

この点、代々の承継という点で共通する、現行法の類似の制度である「子・親権」と比較検討することが有益であると考えられる。そこで、本研究では、現行法に存在する類似の制度について検討を行い、それとの類似点や相違点を明らかにしながら、法理論の再構成を行うというアプローチを採用し、土地所有者と親権者との法的地位の比較検討を行った。

その結果、以下のことが明らかになった。親権者は、土地の所有者以上に、その地位を辞することが制限されるべきであると考えられるにもかかわらず、親権者については、子の監護が適切に行えない場合に、児童福祉法上の様々な支援制度が準備されている。そうであるとすれば、土地の所有者についても、何らかの支援制度を検討すべきこととなる。管理不全土地管理制度の新設により、一定の対応がされているとも評価することができるが、それで十分かについてさらなる検討が必要である。

土地に限らず、自然資源や文化資源を構成する財の承継については、望まない形で先代から承継する者も少なからずおり、また、現在の所有者が、適正な管理をする能力を必ずしも有しているわけではない。そのため、これらを構成する財の承継・適正な管理を実現するためには、一定の場合にはその所有者がその地位を辞することを認め、地方公共団体など他の適切な主体が管理を行うことを可能とすること、あるいは、適正な管理を行うことができない者の支援の理輪枠組みを構築することが必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 原田大樹	4. 巻 98巻3号
2. 論文標題 理由提示の現代的意義と課題（1）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 77頁、96頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原田大樹	4. 巻 98巻4号
2. 論文標題 理由提示の現代的意義と課題（2）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 103頁、123頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原田大樹	4. 巻 98巻6号
2. 論文標題 理由提示の現代的意義と課題（3）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 101頁、125頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原田大樹	4. 巻 192巻1-6号
2. 論文標題 行政上の契約に関する一考察	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 349頁、361頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 荻野奈緒	4. 巻 41
2. 論文標題 ドゥモロンブにおける「法」とその適用 フランス「注釈学派」の再検討に向けてー	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法の理論	6. 最初と最後の頁 61頁、76頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石綿はる美	4. 巻 69巻4号
2. 論文標題 家族法のアラカルト(第12回)親権の辞任などをめぐって(上)親権者の地位の特徴と所有権との比較	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 95頁-102頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石綿はる美	4. 巻 69巻4号
2. 論文標題 家族法のアラカルト(第12回)親権の辞任などをめぐって(下)親権者の地位の特徴と所有権との比較	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 95頁-103頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 荻野奈緒	4. 巻 42
2. 論文標題 ドゥモロンブと「注釈学派」・「法実証主義」 河見・服部コメントへのリプライ	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法の理論	6. 最初と最後の頁 209-223
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山根崇邦	4. 巻 76巻4号
2. 論文標題 再開発における文化財の保護と著作者人格権 建築物の取壊し・増改築の事例を素材として(1)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山根崇邦	4. 巻 76巻5号
2. 論文標題 再開発における文化財の保護と著作者人格権 建築物の取壊し・増改築の事例を素材として(2)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山根崇邦	4. 巻 91号
2. 論文標題 文化財、オープンソース・ソフトウェア、IADフレームワーク 開かれた所有権モデルと知的財産法学との接点	5. 発行年 2025年
3. 雑誌名 法社会学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 荻野奈緒
2. 発表標題 ドゥモロンブにおける「法」とその適用 フランス「注釈学派」の再検討に向けてー
3. 学会等名 日本法哲学会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 山根崇邦
2. 発表標題 再開発における文化財の保護と著作者人格権 建築物の取壊し・増改築の事例を素材として
3. 学会等名 知的財産法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 山根崇邦
2. 発表標題 文化財、オープンソース・ソフトウェア、IADフレームワーク 開かれた所有権モデルと知的財産法学との接点
3. 学会等名 日本法社会学会（招待講演）
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 原田大樹	4. 発行年 2024年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 478
3. 書名 公共部門法の組織と手続	

1. 著者名 横山美夏、山本敬三他	4. 発行年 2024年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 -
3. 書名 財産法学の現在と未来	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	石綿 はる美 (Ishiwata Harumi) (10547821)	一橋大学・大学院法学研究科・准教授 (12613)	
研究分担者	荻野 奈緒 (Ogino Nao) (30546669)	同志社大学・法学部・教授 (34310)	
研究分担者	齋藤 由起 (Saito Yuki) (40400072)	北海道大学・法学研究科・教授 (10101)	
研究分担者	山根 崇邦 (Ymane Takakuni) (70580744)	同志社大学・法学部・教授 (34310)	
研究分担者	原田 大樹 (Harada Hiroki) (90404029)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関